

# ハクビシン等捕獲用はこわな貸出 ～手続きの流れ(参考)～

捕獲許可申請

申請者 ⇒ 市（環境企画課）  
ハクビシン等に関する捕獲許可を  
申請し、捕獲許可を得ます。

同時でも可

はこわな貸出申請書の提出

申請者 ⇒ 市（環境企画課）  
はこわなの貸出申請書を提出し  
ます。

貸出決定通知書の送付

市（環境企画課） ⇒ 申請者  
書類を審査し、貸出を決定したときは、  
貸出決定通知書を送付します。

箱罟の貸し出し

はこわなを貸し出します（30日間以内）。

※貸出期間の延長を希望する場合は、電  
話で連絡・相談の上、再度貸出申請書を  
提出します。

捕獲の実施

返却報告書の提出  
はこわなの返却

申請者 ⇒ 市（環境企画課）  
捕獲した個体の写真を添えて返却  
報告書を提出し、はこわなを返却  
します。

同時でも可

捕獲許可証の返納

申請者 ⇒ 市（環境企画課）  
捕獲許可証を返納します。